2024 年 1 月 10 日

新設分割に係る事前開示書面

（会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項）

東京都中央区新川一丁目 17 番 22 号
エヴィクサー株式会社
代表取締役社長 CEO　瀧 川　　淳

エヴィクサー株式会社（以下、「当社」という。）は、2023 年 12 月 27 日付新設分割計画書に基づき、当社の AiryMedia 事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する AiryMedia 株式会社（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うことにいたしました。

当社が、会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

１．新設分割計画の内容

2023 年 12 月 27 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

２．本件分割の対価の定めの相当性に関する事項

（１） 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件分割に際して普通株式 50,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社は、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、株式数を任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情、適切な出資単位の設定、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

（２） 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第６条に記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等諸般情を考慮した結果、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3．会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4．会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5．他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会法法施行規則第 205 条第 6 号イ)

（1） 第三者割当による新株式の発行

当社は、2023 年 1 月 27 日開催の取締役会において、株式会社インプリートに対して第三者割当による新株式の発行を行うことについて決議し、2023 年 2 月 13 日に払込みが完了いたしました。

① 概要

イ）発行株式の種類・数：普通株式　140,000 株

ロ）払込金額：１株につき 546 円

ハ）払込価額の総額：76,440 千円

ニ）増加する資本金及び資本準備金の額：

資本金 1 株につき 273 円（総額 38,220 千円）

資本準備金 1 株につき 273 円（総額 38,220 千円）

ホ）払込日：2023 年 2 月 13 日

ヘ）募集の方法：第三者割当による新株発行

ト）割当先及び割当株式数：株式会社インプリート　140,000 株

② 調達する資金の額及び使途

イ）調達する資金の額

a） 払込金額の総額：76,440 千円

b） 発行諸費用の概算額：2,000 千円

(注) 1．発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当増資に係るアドバイザリー費用、弁護士費用等であります。

ロ）調達する資金の使途

調達する資金の具体的な使途としては、引続き、優秀な人材を確保するための採用、当社及び当社サービス等の認知度向上のためのプロモーション、「HELLO! MOVIE」方式の国際展開及びそれに対応したセキュリティ強化、一般市場への上場に向けた準備費用その他運転資金に充当する予定であります。

（２） 資金の借入

当社は、2023 年 9 月 22 日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり資金の借入れを実行いたしました。

借入先	瀧川　淳（当社代表取締役社長）
借入金額	20,000 千円
借入利率	無利息
借入実行日	2023 年 9 月 25 日
返済期日	2024 年 3 月 29 日
返済方法	期日一括返済
主な資金用途	運転資金
担保の有無	無担保・無保証
その他	当社からの申し入れによる期日前の一括返済が可能

７．効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

債務の履行に支障はないと見込んでおります。

なお、本件分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以 上

【別紙】

新設分割計画書

エヴィクサー株式会社（以下、「当社」という。）は、新設分割により AiryMedia 株式会社（以下、「甲」という。）を設立するため、以下のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を定める。

第１条（新設分割）

当社は、新設分割（以下、「本件新設分割」という。）により甲を設立する。

第２条（甲の定款記載事項）

甲の商号、目的、本店の所在地及び発行可能株式総数その他甲の定款で定める事項は、別紙１「定款」に記載のとおりとする。

２．甲の設立時本店所在場所は、以下のとおりとする。

東京都中央区新川一丁目 17 番 22 号 松井ビル１階

第３条（甲の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

甲の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

（１） 設立時取締役

瀧川　淳

鈴木　久晴

徳永　和則

（２） 設立時監査役

渡辺　真次郎

第４条（承継する権利義務）

当社が甲に承継させる権利義務は、当社の AiryMedia 事業（以下、「本件対象事業」という。）に関する資産、債務、契約その他の権利義務とする（その詳細は、別紙２のとおりとする）。

２．当社から甲に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第５条（本件新設分割に際して交付する甲の株式の数）

甲は、本件新設分割に際して、普通株式 50,000 株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に交付する。

第６条（設立時資本金及び準備金の額）

甲の設立時の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

（１） 資本金の額　　金０円

（２） 上記以外の準備金その他の額

会社計算規則の規定に従い、当社が定める。

第７条（甲の成立の日）

甲の設立の登記をすべき日（以下、「効力発生日」という。）は、2024 年１月 11 日とする。但し、当社は、手続きの進行に応じて必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第８条（簡易分割）

当社は、会社法第 805 条の定めに基づき、株主総会の承認を得ることなく本件新設分割を行う。

第９条（競業避止義務）

当社は、甲が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（本計画の変更等）

当社は、分割期日までに天災地変その他の事由により、当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2023 年 12 月 27 日

東京都中央区新川一丁目 17 番 22 号
エヴィクサー株式会社
代表取締役社長 CEO　　瀧川　淳

【別紙１】

定　款

第１章　総　則

第１条（商号）

当会社は、AiryMedia 株式会社と称し、英文では、AiryMedia Inc.と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１） インターネット等デジタルネットワークに関する事業の企画およびコンサルティング並びに情報システムの販売

（２） インターネット等デジタルネットワークを利用した広告､マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング

（３） インターネット等デジタルネットワークを利用した通信販売及び仲介

（４） メディア事業の企画･制作･運営並びにメディア事業に関連する情報処理･情報提供サービス

（５） テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組等の企画・制作

（６） 前各号に付帯関連する一切の事業

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第４条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１） 取締役会

（２） 監査役

第５条（公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、100 万株とする。

第７条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第８条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主又は株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

第９条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名薄に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第10条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第11条（手数料）

前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、基準日となる日を２週間前までに公告するものとする。

第13条（株主の住所等の届出等）

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2．当会社に提出する書類には，前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第14条（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合の募集株式の発行等）

募集株式の発行等において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第 3 章　株主総会

第15条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2．株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。

3．取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

4．株主総会を招集するには、会日の 1 週間前までに株主に対して招集通知を発するものとする。

5．株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

第16条（株主総会の議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2．取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

第17条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当

該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

３．株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第18条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役、取締役会及び代表取締役

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は３名以上とする。

第21条（取締役の選任の方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任については、累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

2．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各役員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2．代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

3．取締役会の決議によって、取締役社長１名及び必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第25条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2．当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

第26条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約

を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

第29条（監査役の員数）

当会社の監査役は、１名以上とする。

第30条（監査役の選任の方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第33条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計　算

第34条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。

第35条（剰余金の配当）

当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行なうことができる。

第36条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

第37条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

第 7 章　附　則

第38条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 2024 年 12 月 31 日までとする。

第39条（設立時の代表取締役）

当会社の設立時の代表取締役は、次のとおりとする。

東京都豊島区上池袋一丁目 37 番 22－2013 号

設立時代表取締役　　瀧川　淳

第40条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、エヴィクサー株式会社の AiryMedia 事業に関して有する権利義務を分割して当会社を設立するにつき、新設分割計画の一部として、本定款を作成する。

【別紙２】

承継権利義務明細書

本件新設分割の効力発生日において当社が甲に承継させる権利義務は、法令上又は契約上承継できないものを除き、次のとおりとする。但し、本件新設分割の効力発生日の前日の終了時点（以下、「基準時点」という。）において有効に存在するものに限り、本件新設分割により甲に承継させるために、関係官公庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

１．資産

（１） 専ら本件対象事業のみに関連して当社が保有する特許権、商標権、著作権、ノウハウ等

（２） 専ら本件対象事業のみに関連して当社が保有するドメイン、アカウント、データ、コンテンツ等その他付帯関連する資産

２．債務

該当事項なし。

３．その他の権利義務等

（１） 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は甲に承継されない。

当社は、効力発生日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま甲に出向させ、以後、甲において本件対象事業に従事させる。

（２） その他の契約

本件対象事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務（基準時点以前に生じた原因に基づく金銭債権及び金銭債務は除く。）は甲に承継される。但し、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。